

# 短期継続

# 保証制度

利用要件を  
緩和しました！

短期資金の継続利用で、安定した資金繰りをサポートします！

保証限度額  
5,000万円

継続利用回数  
制限なし

こんな方に  
おすすめです！

- ・月々の返済負担を軽減させたい方  
(一括返済方式のため、月々の返済負担がありません)
- ・資金繰りの安定化を図りたい方

ご利用には審査が必要です。  
まずは、お気軽にご相談ください。

 川崎市信用保証協会

<https://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

# 短期継続保証制度

利用要件を緩和した部分は  
赤の文字で表記しております。

ご利用できる方	<p>・法人の場合 川崎市内に本店又は事業所を有し、次の(1)～(4)の全てに該当するもの</p> <p>・個人事業主の場合 川崎市内に住所又は事業所を有し、次の(1)～(4)の全てに該当するもの</p> <p>(1) 1期以上の決算(確定申告を含む)を行っていること。 (2) 保証申込時点で1年以上の与信取引があること。 (3) 既存債務の返済条件緩和が行われていないこと。 (4) 直近の決算において債務超過となっていないこと。</p>
保証限度額	5,000万円 ただし、1事業者1口とし、原則として直近決算の平均月商の2倍以内とします。
対象資金	運転資金
保証期間	1年
貸付形式	証書貸付又は手形貸付
返済方法	一括返済
保証料率	0.45%～1.90%
貸付利率	金融機関所定利率
担保・連帯保証人	<p>(1) 担保 原則として、徴求しません。 ※継続の際、債務超過又は保証金額が直近決算の平均月商の2倍を超える場合でも、担保提供により継続することができます。</p> <p>(2) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。</p>
借換	本制度以外からの借換は不可とします。

担当地区 川崎、幸、中原区  
企業支援部企業支援課

044-211-0501

担当地区 高津、宮前、多摩、麻生区  
企業支援部北支所企業支援課

044-850-0055

 川崎市信用保証協会

<https://www.cgc-kawasaki.or.jp/>

令和4年6月発行